

ID: 1745

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第44条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第44条の規定による。 (特定地域型保育事業者の確認の変更)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第46条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認の変更を申請することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和2年9月1日